

○文部科学省令第二十四号

著作権法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百八十五号）の施行に伴い、著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第七条の二及び第七条の五第二号の規定に基づき、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）及び著作権法施行令を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

文部科学大臣 下村 博文

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第七条の二第一項第一号」を「第七条の二第一号」に改め、同項第一号中「第四十七条の二」の下に「（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第七条の二第一項第二号イ」を「第七条の二第二号イ」に改め、同項第一号中「第四十七条の二」の下に「（法第八十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同

じ。）」を加え、同条第三項中「第七条の二第二項第二号ロ」を「第七条の二第二号ロ」に改め、同条第四項を削る。

第四条の四中「第四十七条の六（法）」の下に「第八十六条第三項及び」を加える。

別記様式第七を次のように改める。

別記様式第七

出 版 権 登 録 申 請 書

収 入  
印 紙

年 月 日

文化庁長官 殿

- 1 著作物の題号
- 2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
- 3 登録の目的
- 4 著作権の範囲
- 5 著作権の存続期間
- 6 著作権に関する特約
- 7 前登録の年月日及び登録番号
- 8 申請者

(登録権利者)

住所 (居所)

フリカ<sup>ナ</sup>  
氏名 (名称)

印

代理人

住所 (居所)

フリカ<sup>ナ</sup>  
氏名 (名称)

印

(登録義務者)

住所 (居所)

フリカ<sup>ナ</sup>  
氏名 (名称)

印

代理人

住所 (居所)

フリカ<sup>ナ</sup>  
氏名 (名称)

印

- 9 添付資料の目録

[備考]

- 1 「著作権の範囲」の欄には、当該著作権が平成 27 年 1 月 1 日以降に設定されたものである場合であつて、著作権者が法第 80 条第 1 項第 1 号に掲げる権利のみを専有するとき、同項第 2 号に掲げる権利のみを専有するときその他同項に掲げる権利の一部を専有するときは設定行為で定められた著作権の内容を記載し、著作権者が同項に掲げる権利の全部を専有するときは「限定なし」と記載する。
- 2 「著作権の存続期間」は、設定行為に定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 3 「著作権に関する特約」の欄には、設定行為に、法第 80 条第 2 項及び第 81 条ただし書の別段の定めがあるときはその定めを記載し、別段の定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 4 その他は、別記様式第三の備考 1 から 13 まで及び別記様式第六の備考 1 と同様とする。

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。